

ADOBE SYSTEMS INCORPORATED

Adobe ColdFusion

ソフトウェア使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます）

ユーザーの皆様へ：本契約は、ここに規定するアドビのソフトウェアのインストールおよび使用に適用されます。ライセンシーは、本契約が、交渉を経てライセンシーにより署名される合意書面と同等のものであることに同意するものとします。ライセンシーは、このライセンス契約により拘束されることに同意する旨の確認ボタンをクリックすることにより、または本ソフトウェアをダウンロードし、コピーし、インストールし、もしくは使用することにより、本契約の全条件を受諾することとなります。本契約は、本ソフトウェアをインストールしたり使用したりする個人または法人、他の個人または法人に代わり本ソフトウェアをインストールし、使用する個人または法人（例えば、システムインテグレーター、コンサルタント、請負業者）に対して有効です。

お客様は、本契約の全部または一部の補足またはこれらに取って代わる別の書面による契約をアドビと締結する場合があります。

1. 定義

1.1 「追加のエンタープライズ ソフトウェアコンポーネント」とは、アプリケーションプログラミングインタフェースの管理をサポートする、ソフトウェアのエンタープライズ版のみで使用可能な ColdFusion API マネージャーを意味します。

1.2 「アドビ」とは、本契約 9(a)が適用される場合には、デラウェア州法人である Adobe Systems Incorporated（「アドビ システムズ社」、所在地：345 Park Avenue, San Jose, California 95110）を、それ以外の場合には、アイルランドの法律に基づき設立された会社であり、アドビ システムズ社の関連会社かつライセンシーである Adobe Systems Software Ireland Limited（「アドビ システムズ アイルランド社」、所在地：4-6 Riverwalk, Citywest, Business Campus, Dublin 24, Ireland）を意味します。

1.3 「認定ユーザー」とは、本ライセンシーの従業員または個人の契約者（たとえば、派遣社員）を意味します。

1.4 「コンピューター」とは、ハードウェアデバイス（サーバーを含みます）内にある 1 基以上の中央演算処理装置（以下、「CPU」といいます）で、デジタルまたはこれに類似の形式で情報を受け取り、一連の指示に基づき特定の結果を得るためにその情報を操作するものを意味します。

1.5 「コア」とは、物理マシンまたは仮想マシン上の物理または仮想コアを意味します。独立してソフトウェアを操作することが可能です。物理的展開においてコアとは、コンピューター内の CPU の小型処理装置の 1 つを指し、仮想展開においては仮想マシン中のプロセッシングユニットを指します。仮想コアとは、基盤となるプロセッシングコア中の 1 つのハードウェアスレッドの仮想表現です。コンピューター内でソフトウェアを起動するコアの合計数はライセンス取得数を超過することはできず、(a) ライセンシーが実際にソフトウェアを起動する CPU コアの総数がそのコンピューター上のコアの総数を下回るようにコンピューターを設定（信頼性があり検証可能なハードウェアまたはソフトウェアのパーティション分割を使用）している場合はソフトウェアを実行しているコアの数、あるいは (b) コンピューター上の各物理 CPU (pCPU)に含まれているすべてのコアの合計の、いずれか多い方になります。仮想マシンに割り当てられたコアの合計数は、ライセンス取得数を超過することはできません。

1.6 「CPU」とは、コンピューター内の各中央演算処理装置（物理）を意味します。それぞれの CPU に 1 基以上のプロセッシングコアが含まれている場合があります。

1.7 「開発者版ソフトウェア」とは、アプリケーションのローカルホスト開発向けにライセンス許諾された、最大 2 つのリモート IP アドレスから同時にアクセスできるソフトウェアを意味します。

1.8 「開発版ソフトウェア」とは、ライセンシーが製品版ソフトウェアの有効なライセンスに関連して本ソフトウェアを使用している場合に、(a) 内部開発および試験のため、および (b) ステージング

サーバー上で使用するためにライセンス供与されたソフトウェアを意味します。いずれの場合も開発版ソフトウェアは、ライセンシーの内部ネットワーク上で認定ユーザーのみがアクセスできます。

1.9 「障害回復環境」とは、相当の期間にわたり重要な業務機能をライセンシー側が提供できない事態を生じさせる、ライセンシーの支配の及ばない事由に起因するサービス中断に対し、ライセンシーが対処できるようにすることのみを目的として設計されたライセンシーの技術環境を意味します。

1.10 「文書」とは、適用される本ソフトウェアのインストール、使用および管理に関するユーザーマニュアルおよび技術に関する公表物であって、有効なライセンスを受けているソフトウェアに関連して提供されるものを意味します。

1.11 「内部ネットワーク」とは、認定ユーザーのみがアクセスすることのできる、ライセンシーの非公開、専用のネットワークリソースを意味します。ただし、インターネット、およびメンバーシップまたはサブスクリプションによるグループ、団体、またはこれに類似の組織を含む、一般に公開されているその他のネットワークコミュニティは、「内部ネットワーク」から明示的に除外されます。認定ユーザーによる本ソフトウェアの使用を可能にすることを目的として VPN またはダイアルアップなどの安全な回線によりライセンシーの内部ネットワークに接続することは、内部ネットワーク上での使用とみなします。

1.12 「ライセンスキー」とは、ライセンス取得済みのソフトウェアアプリケーションへのアクセスを提供するためのライセンスキー、アクティベーションコードまたはこれに類似するインストールコード、アクセスコードもしくは使用コントロールコード（シリアル番号、およびアドビの電子署名が付された電子証明書を含みます）を意味します。

1.13 「ライセンシー」とは、本ソフトウェアを使用、ダウンロード、コピー、インストールするあらゆる個人または法人を意味します。

1.14 「非再販用ソフトウェア（NFR ソフトウェア）」とは、実務用途ではなく、社内評価のみを目的としたライセンスの許諾を受けたソフトウェアを意味します。

1.15 「製品版ソフトウェア」とは、生産業務用にライセンスを付与される本件ソフトウェアを意味します。製品版ソフトウェアは、コア単位で、本第 3.1 条に従って物理または仮想マシン上にデプロイされます。

1.16 「サンプルアプリケーションコード」とは、適切な本ソフトウェアに付属する文書または「お読みください」ファイルの一部として含まれる、サンプルソフトウェアコード、アプリケーションプログラミングインターフェイス、ポータルコード、ヘッダーファイル、関連情報、ファイルフォーマット仕様書（該当する場合）を意味します。

1.17 「サーバー」とは、ネットワークを通じて複数のユーザーがアクセスできるように設計または設定されたコンピューターを意味します。

1.18 「ステージングサーバー」とは、新しいアプリケーションあるいはアプリケーションの新しいバージョンについて、これらが実働環境、待機実稼働環境、あるいは実稼働環境に移る前に、これらの作成、テスト、確認に使用し、さらにこれらのアプリケーションを認定ユーザーによるアクセスのみを目的としてライセンシーの内部ネットワーク上でデプロイするのに使用するサーバーを意味します。

1.19 「本ソフトウェア」とは、(a)本書（アドビが提供するすべての関連文書および他の資料を含む）に付属する有効にライセンスを許諾されたアドビのソフトウェアパッケージのオブジェクトコードバージョン、(b) サンプルアプリケーションコード、および(c) アドビが随時提供する当該ソフトウェアおよび資料の修正版、コピー、アップグレード、アップデート、および追加部分を意味します。

1.20 「体験版ソフトウェア」とは、実務用途ではなく、内部での評価を目的としてライセンス許諾されたソフトウェアを意味します。

1.21 「仮想マシン」(VM)とは、1 台のコンピューター上にインストールされた複数のソフトウェアインスタンスを、別個のコンピューターにインストールされているときと同じように実行するために必

要なコンポーネントを含む技術環境を意味します。VM とは、ホスティングされたサービスおよびリソースを、インターネットあるいはイントラネット上で配信するための、1 本以上のソフトウェアインスタンスを実行する技術環境も意味します。これらサービスおよびリソースへは、これらをユーザーの処理ニーズにまで拡大あるいは縮小して、オンデマンドで利用可能にできる形でアクセスできます。

2. ライセンス

本契約の条件に従って、アドビは、第 15 条（以下、「期間および解約」といいます）に規定されている場合を除き、または本書に別段の規定のある場合を除き、認定ユーザーが、文書に記載されている方法および目的で、本契約に基づいて引き渡された本ソフトウェアを、ライセンシーの内部ネットワーク内において、ライセンスを受けたプラットフォームおよび構成に基づくコンピューター上で、本契約の条件に従ってインストールし、使用することのできる恒久的かつ非独占的なライセンスを、ライセンシーに付与します。

2.1 ライセンスの制限 本ソフトウェアをインストールし、使用することのできるライセンシーの権利は、ライセンスが取得された本ソフトウェアの種類に基づき、次のとおり制限されます。(a) ライセンシーが、本ソフトウェアの製品版ソフトウェア、開発者版ソフトウェア、または開発版ソフトウェアのライセンスを取得している場合には、本ソフトウェアをインストールおよび使用することのできるライセンシーの権利は、別途作成の書類に定められるところに従って、かつ本契約書の第 3 条に詳述のとおり、指定された条件に基づいて制限されます。(b) ライセンシーが体験版ソフトウェアまたは非再販用ソフトウェアのライセンスを取得している場合には、本ソフトウェアをインストールし、使用することのできるライセンシーの権利は、本契約第 4 条に記載のとおり制限されます。

2.2 サンプルアプリケーション コードライセンシーの認定ユーザーは、本契約に従って、有効にライセンスを許諾された本ソフトウェアの使用を促進する目的にのみ、サンプルアプリケーションコードをインストール、修正、使用できます。ライセンシーは、自分自身のサンプルアプリケーションコードを設計、開発およびテストする目的に限り、サンプルコードを修正することができます。ただし、ライセンシーは、次のすべての条件が満たされた場合に限り、ライセンシー自身が修正したサンプルアプリケーションコードを使用、複製および再配布することを許可されます。(a) ライセンシーは、ライセンシー自身のアプリケーションでその他の著作権情報が表示されるすべての箇所において、アドビの著作権表示（適応される場合）を挿入すること。(b) ライセンシーは、ライセンシー自身のアプリケーションの販売のためにアドビの名称、ロゴまたはアドビのその他の商標を使用しないこと。ライセンシーは、合理的な弁護士費用を含め、本ライセンシーのアプリケーションの使用または配布により生じた、あるいはその結果である請求または訴訟から、アドビとそのサプライヤーを防御および補償し、アドビとそのサプライヤーに損害を与えないようにすることに同意するものとします。ただし、アドビは、本ライセンシーに対し、速やかにかかる請求の通知を書面により行い、本ライセンシーの費用負担で請求の防御または和解を本ライセンシーに申し出て、かつ本ライセンシーの費用負担で請求の防御または和解において本ライセンシーに協力するものとします。

2.3 バックアップおよび障害回復 ライセンシーは、バックアップおよび保管を目的として妥当な数の本ソフトウェアのコピーを作成およびインストールすることができ、かつ、業務用のコピーが故障または破損した場合に限り、そのコピーを使用することができます。ただし、いかなる場合においても、ライセンシーは、製品版ソフトウェアまたは開発版ソフトウェアと同時にそのコピーを使用することはできません。また、ライセンシーは、障害回復環境においても、障害回復の用途に限り本ソフトウェアのコピーをインストールすることができますが、実務目的、開発目的、評価目的またはテスト目的でインストールすることはできません（ただし、その本ソフトウェアのコピーが障害時に本ソフトウェアの主たる使用形態を引き継ぐことができるかどうかを確認する目的の場合を除きます）。

2.4 ドキュメンテーション ライセンシーは、本契約に基づく本ソフトウェアの使用に関連して認定ユーザーが使用できるように、文書のコピーを作成し、配布することができますが、必要不可欠な数量までとします。本書に許可されているライセンシー作成のドキュメンテーションのコピーには、そのドキュメンテーションに掲載されている著作権その他の所有権表示と同一のものを記載しなければなりません。

2.5 アウトソーシング ライセンシーは、ライセンシーに代わって本ソフトウェアを運用する第三者のアウトソーシング請負業者または設備管理請負業者に対し、本ソフトウェアのサブライセンスを付与することができます。ただし、次のことを条件とします。(a) ライセンシーが書面にて事前にアドビに通知すること、(b) 本ソフトウェアの使用に関して本契約の条項がライセンシーに適用されるのと同様に、請負業者がそれらの条項に拘束され完全に遵守することに同意する責任をライセンシーが負うこと、(c) 本契約で制限されているように、その使用が、ライセンシーの直接的で有益な事業目的に関連する使用に限られること、(d) その使用が、本契約で規定されているライセンスの範囲あるいは数の増大に該当せず、またはかかる増大を意味するものではないこと、(e) ライセンシーが、本契約に関連してのかかる請負業者によるすべての行為または不作為についての全責任を負うこと。

2.6 制限

2.6.1 修正およびリバースエンジニアリングの禁止 ライセンシーは、本ソフトウェアを改変、移植、翻案または翻訳してはなりません。さらに、本ソフトウェアをリバースエンジニアリングしたり、逆コンパイルしたり、逆アセンブルしてはならず、または本ソフトウェアのソースコードを解明しようと試みないものとします。所在地が欧州連合のお客様は、第 13.1 条を参照してください。

2.6.2 バンドル解除の禁止 本ソフトウェアは、さまざまなアプリケーション、ユーティリティおよびコンポーネントを含んでいる場合、複数のプラットフォームおよび言語をサポートする場合、または複数のメディアまたはコピーによりライセンシーに提供される場合があります。それにもかかわらず、本ソフトウェアは、本契約で認められているコンピューター上およびプラットフォーム上で単一の製品として使用されることを目的としたものであり、単一製品としてライセンシーに提供されています。ライセンシーは、本ソフトウェアのすべてのコンポーネント部分を使用する必要はありませんが、本契約で認められている場合を除き、別のコンピューター上で使用するために本ソフトウェアのコンポーネント部分をバンドル解除してはならないものとします。ライセンシーは、頒布、譲渡その他の処置のために本ソフトウェアをバンドル解除し、またはリパッケージしてはならないものとします。

2.6.3 譲渡の禁止 本ライセンシーは、本契約に明示的に定める場合を除き、本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアにおける本ライセンシーの権利のサブライセンスを許諾せず、または本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアにおける本ライセンシーの権利を譲渡もしくは移転せず、または本ソフトウェアのいかなる部分についても、他の者もしくは企業のコンピューター上にコピーされまたは他の者もしくは企業のコンピューターからアクセスされることを承認しないものとします。本第 2.6.3 条のいかなる文言にもかかわらず、本ライセンシーは、本ライセンシーのコンピューターのいずれかにインストールされた本ソフトウェアのコピーを、本ライセンシーの別のコンピューターに移転させることができるものとします。但し、結果として生じる本ソフトウェアのインストール及び使用は、本契約の条件に従うものとし、且つ、結果として生じる本ソフトウェアのインストール及び使用により、本ライセンシーが、本契約に基づき本ソフトウェアを使用する自らの権利の範囲を超えることはないものとします。

2.6.4 禁止された使用 別途カスタム約で明示的に許可されている場合を除き、ライセンシーは、(a) 第三者に代わって本ソフトウェアを使用すること、(b) 本ソフトウェアに対するその他の権利（会員制またはサブスクリプションベースでの権利を含む）を貸与、賃貸または付与すること、(c) コンピューターサービス事業、第三者アウトソーシングの設備またはサービス、サービスビューローにおける処理において、タイムシェアリング方式で、またはホストされるサービスとして、本ソフトウェアを使用する機会を提供すること、(d) 本ソフトウェアに含まれているコンポーネント、ライブラリ、またはその他のテクノロジーを、本ソフトウェアの使用とは無関係に使用することは禁止されます。カスタム約を取得する方法については、http://www.adobe.com/go/ColdFusion_Custom_Agreement_jp をご覧ください。

2.6.5 輸出規制 本ソフトウェアには米国の輸出管理規則、および輸出に関するその他の法規と制限（以下、総称して「輸出法」といいます）が適用され、ライセンシーはそれを遵守する必要があります。ライセンシーは、直接的または間接的を問わず、(a) 米国の輸出規制を受ける国（現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア）（以下、それぞれを「輸出禁止国」といいます）、(b) 核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケットシステム、宇宙船打ち上げ、気象観測ロケット、無人機システムなどの設計、開発、製造に使用する（以下、それぞれを「禁止される使用」といいます）とライセンシーが知るまたは知る理由のあるエンドユーザー、(c) 米国政府の連邦機関によって米国輸出取引

への参加が禁じられているエンドユーザー（以下、それぞれを「禁止される当事者」といいます）に本ソフトウェアを輸送、移転、輸出、または再輸出することはできません。

さらに、ライセンシーには本ソフトウェアを輸入、輸出、使用する権利に影響する管轄区域の現地法を遵守する責任があります。ライセンシーには、(d) 輸出禁止国の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないこと、(e) 本ソフトウェアを禁止される使用に使わないこと、および(f) ライセンシー自身が禁止される当事者ではないことを表明および保証していただきます。本ソフトウェアを使用する一切の権利は、本契約の条件に違反するとただちに失われます。

2.6.6 ライセンシーが本契約を遵守しない場合、アドビはライセンス許諾を解約することができるものとし、ライセンシーは、本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄する必要があります。両当事者の他のすべての権利および本契約の他のすべての規定は、当該ライセンス許諾の解約後も存続します。

2.7 提供 本ソフトウェアは、電子的引渡し、または有形的媒体（例えば CD または DVD）により引き渡されることがあるものとし、適切な場合は、有効なライセンスキーを付けて提供されることがあるものとします。

3. 製品版ソフトウェアと開発版ソフトウェア

以下の条件は、ライセンシーが、有効なライセンスを取得した本ソフトウェアの製品版ソフトウェア、開発者版ソフトウェア、および開発版ソフトウェアを使用する場合に、適用されるものです。

3.1 製品版ソフトウェア 本第 3.1 条は、ライセンシーがコア単位で発行された 1 本以上の有効な製品版ソフトウェアライセンスの許諾を受けた場合にのみ適用されます。これらのライセンスはすべて、第 3.1.1 条から第 3.1.2 条に定義されるように各ユースケースにおいて、別個に数えられるものとします。

3.1.1 物理/仮想マシン展開向けエンタープライズライセンス

アドビは、本契約書または別途作成された書面に定める、コア単位で製品版ソフトウェアをインストールおよび使用するライセンスを、ライセンシーに許諾します。アドビはライセンシーに対し、かかる 1 台の物理マシンのコアの台数が 8 台以下である、あるいはかかる 1 つの VM に割り当てられたコアの数が 8 台以下である限り、ライセンシーが取得している製品版ソフトウェアの有効なライセンス 1 本につき 1 つの物理マシン/シングル VM インスタンスを実行する権利を付与するものとします。明確にするため、各製品版ソフトウェアライセンスは、物理マシンに存在するコアあるいはかかる VM インスタンスに割り当てられるコアの数が 8 台以下である限り、最大 1 台の物理マシン/1 つの VM インスタンス上で実行することができます。たとえば、1 台の物理マシンに 17 個のコアがある場合、あるいは 1 つの VM インスタンスに 17 個のコアを割り当てている場合、ライセンシーは 3 本の製品版ソフトウェアライセンスを取得する必要があります。

3.1.2 物理/仮想マシン展開向け標準ライセンス

アドビは、本契約書または別途作成された書面に定める、コア単位で製品版ソフトウェアをインストールおよび使用するライセンスを、ライセンシーに許諾します。アドビはライセンシーに対し、かかる 1 台の物理マシンのコアの台数が 2 台以下である、あるいはかかる 1 つの VM に割り当てられたコアの数が 2 台以下である限り、ライセンシーが取得している製品版ソフトウェアの有効なライセンス 1 本につき 1 つの物理マシン/シングル VM インスタンスを実行する権利を付与するものとします。明確にするため、各製品版ソフトウェアライセンスは、物理マシンに存在するコアあるいはかかる VM インスタンスに割り当てられるコアの数が 2 台以下である限り、最大 1 台の物理マシン/1 つの VM インスタンス上で実行することができます。たとえば、1 台の物理マシンに 5 個のコアがある場合、あるいは 1 つの VM インスタンスに 5 個のコアを割り当てている場合、ライセンシーは 3 本の製品版ソフトウェアライセンスを取得する必要があります。

ライセンシーはライセンスに関する判断について、

http://www.adobe.com/go/ColdFusion_Licensing_Contact_jp でアドビにサポートを求めることができます。

3.1.3 ライセンシーが上記の第 3.1.1 条に従って製品版ソフトウェアライセンスを 1 本以上購入する場合、アドビはライセンシーに対して、第 3.2 条に従って開発版ソフトウェアとして本ソフトウェアをインストールおよび使用する権利も許諾します。

3.2 開発版ソフトウェアライセンス ライセンシーが第 3.1.1 条に従って取得したエンタープライズ版ソフトウェアライセンスそれぞれについて、ライセンシーは開発版ソフトウェアとして本ソフトウェアをインストールおよび使用する権利も許諾されます。ライセンシーが第 3.1.2 条に従ってスタンダード版ソフトウェアのライセンスを 1 本以上取得している場合、ライセンシーはかかるライセンス 1 本を開発版ソフトウェアとして使用することができます。これらの開発版ソフトウェアには以下の条件が適用されます。

3.2.1 開発版ソフトウェア ライセンシーが取得した製品版ソフトウェアの各ライセンスに対し、アドビは、1 台のサーバー上で本ソフトウェアを開発版ソフトウェアとしてインストールして使用するライセンスをライセンシーに許諾します。複数のサーバーで開発版ソフトウェアとして本ソフトウェアをインストールまたは使用する権利は、別途入手していただく必要があります。本契約に含まれるその他の条項に加え、開発版ソフトウェアに対するライセンシーのライセンスは、ライセンシーの内部ネットワーク上の認定ユーザーによって使用およびアクセスされる、テスト、開発、およびステージングを目的とした、ライセンシーの技術環境での使用に厳密に限定されています。

3.2.2 開発版ソフトウェアの制限 ライセンシーは、(a) サーバー、ワークステーション、キオスク、モバイルコンピューターを含む（ただしこれらに限定されない）アプリケーションのエンドユーザーによってアクセスされるあらゆる環境を含め、実働環境または待機実稼働環境のいずれにおいても、開発版ソフトウェアをアプリケーションのデプロイに使用したり、(b) 開発版ソフトウェアを使用して、エンドユーザーがアクセスするアプリケーションをデプロイしたりすることはできません。別段のいかなる規定にもかかわらず、開発版ソフトウェアは、アドビから「現状有姿」でライセンシーに提供され、アドビは、ライセンシーに対するいかなる種類のいかなる保証義務または責任義務も排除します。

3.3 開発者版ソフトウェアライセンス 本第 3.3 条は、本ライセンシーが、再販売用ソフトウェアまたは製品版ソフトウェアではなく、体験版ソフトウェアの有効なライセンスを取得した場合に限り適用されます。

3.3.1 開発者版ソフトウェア アドビは、1 台のコンピューターワークステーションで開発者版ソフトウェアをインストールおよび使用するライセンスを許諾します。複数のワークステーションで開発者版ソフトウェアとして本ソフトウェアをインストールまたは使用する権利は、別途入手していただく必要があります。本契約に含まれるその他の条項に加え、開発者版ソフトウェアに対するライセンシーのライセンスは、ステージング、実働、または待機実稼働ではなく、テストと開発を目的とした、ライセンシーの技術環境での使用に厳密に限定されています。

3.3.2 開発者版ソフトウェアの制限 ライセンシーは、(a) サーバー、ワークステーション、キオスク、モバイルコンピューターを含む（ただしこれらに限定されない）アプリケーションのエンドユーザーによってアクセスされるあらゆる環境を含め、実働環境または待機実稼働環境のいずれにおいても、開発者版ソフトウェアをアプリケーションのデプロイに使用したり、(b) どのようなときにも 2 つ以上の IP アドレスから開発者版ソフトウェアにアクセスしたり、(c) 開発者版ソフトウェアを使用して、エンドユーザーがアクセスするアプリケーションをデプロイしたりすることはできません。別段のいかなる規定にもかかわらず、開発者版ソフトウェアは、アドビから「現状有姿」でライセンシーに提供され、アドビは、ライセンシーに対するいかなる種類のいかなる保証義務または責任義務も排除します。

4. 体験版ソフトウェアおよび非再販ソフトウェア

4.1 体験版ソフトウェア 第 4.1 条は、ライセンシーが、アドビにより作成された書面に別途定められるところに従って、または本ソフトウェアをインストールするために使用するライセンスキーに表示されている条件に従って、本ソフトウェアを体験版ソフトウェアとして評価することのできる有効なライセンスを取得している場合に限り適用されます。

4.1.1 ライセンス ライセンシーは、(a) ライセンシーの内部ネットワーク内のコンピューター上に、体験版ソフトウェアをインストールすることができ、(b) 収益目的、営利活動目的その他の実務目的を除き、体験版ソフトウェアのライセンスを購入するかどうかを判断する目的に限り、ライセンシーの内部ネットワーク内で体験版ソフトウェア（ならびに体験版ソフトウェアにより生成または処理される電子文書、コンテンツ、その他のマテリアル）を使用することを、認定ユーザーのみに対し許可することができます。ライセンシーは、直接間接を問わず、製品版ソフトウェアまたは開発版ソフトウェア（またはそのソフトウェアからのアウトプット）とともに体験版ソフトウェア（そのアウトプットを含む）を使用することはできません。

4.1.2 制限 第 4.1 条に基づき体験版ソフトウェアをインストールおよび使用することのできるライセンシーの権利は、(a) アドビよりその体験版ソフトウェアが引き渡された、または提供された日から始まる 60 日間の期間が満了した時点、または(b) ライセンシーが当該ソフトウェアの製品版バージョンのライセンスを購入した時点のうち、早期に到来した方の時点で、直ちに終了します。アドビは、体験版ソフトウェアを使用することのできるライセンシーのライセンスを独自の裁量によりいつでも終了できる権利を留保します。ライセンシーは、理由の如何を問わず本契約が終了した時点で、ライセンシーの体験版ソフトウェアのコピーを返却し、または破棄するものとします。第 4.1 条の規定が本契約のその他の条件と矛盾する場合は、その矛盾を解決するうえで必要な範囲に限り、体験版ソフトウェアに関し、第 4.1 条がその他の条件に優先するものとします。

ライセンシーは、体験版ソフトウェアが、(c) 限られた機能しか備えておらず、(d) 限られた期間しか機能せず、(e) 非体験版ソフトウェアにはないその他の制限を受けることがあることを了承するものとします。別段のいかなる規定にもかかわらず、体験版ソフトウェアは、アドビから「現状有姿」でライセンシーに提供され、アドビは、ライセンシーに対するいかなる種類のいかなる保証義務または責任義務も排除します。

4.2 非再販用ソフトウェア 本第 4.2 条は、ライセンシーが、アドビにより作成された書面に別途定められるところに従って、または本ソフトウェアをインストールするためにライセンシーが使用するライセンスキーに表示されている条件に従って、本ソフトウェアを非再販用ソフトウェア（NFR ソフトウェア）として評価することのできる有効なライセンスを取得している場合に限り適用されます。

4.2.1 ライセンス ライセンシーは、(a) ライセンシーの内部ネットワーク内のコンピューター上に、非再販用ソフトウェアをインストールすることができ、(b) 収益目的、営利活動目的その他の実務目的を除き、非再販用ソフトウェアのライセンスを購入するかどうかを判断する目的に限り、ライセンシーの内部ネットワーク内で非再販用ソフトウェア（ならびに非再販用ソフトウェアにより生成または処理される電子文書、コンテンツ、その他のマテリアル）を使用することを、認定ユーザーのみに対し許可することができます。ライセンシーは、直接間接を問わず、製品版ソフトウェアまたは開発版ソフトウェア（またはそのソフトウェアの生産物）とともに非再販用ソフトウェア（その生産物を含みます）を使用することはできません。

4.2.2 制限 アドビは、ライセンシーに与えられた非再販用ソフトウェアの使用ライセンスをアドビの独自の裁量でいつでも終了する権利を留保します。ライセンシーは、本契約が理由の如何によらず終了したときには、ライセンシーの手元にある非再販用本ソフトウェアのコピーを返却または破棄するものとします。本第 4.2 条のいずれかの規定が本契約中で定める他の条件と矛盾する場合、非再販用本ソフトウェアに関しては、その矛盾を解決するために必要な範囲でのみ、本条が、本条と矛盾する他の条件に優先して適用されるものとします。別段のいかなる規定にも関わらず、非再販用ソフトウェアはアドビから「現状有姿」でライセンシーに提供され、アドビは、ライセンシーに対するいかなる種類のいかなる保証義務または責任義務も排除します。

5. 知的財産権

本ソフトウェア、およびライセンシーがアドビより作成を認められているコピーは、アドビ システムズ社およびそのサプライヤーの知的財産であり、アドビ システムズ社およびそのサプライヤーが所有者となります。本ソフトウェアの構造、構成、およびコードは、アドビ システムズ社およびそのサプライヤーの貴重な企業秘密であり、機密情報です。本ソフトウェアは、合衆国著作権法、国際条約の規定、および本ソフトウェアが使用される国において適用される法律を含むが、これらに限ら

ず、著作権により保護されます。本契約に明示的に記載されている場合を除き、本契約は、本ソフトウェアに関し、いかなる知的財産権をライセンサーに付与するものでもなく、明示的に付与されていない権利はすべて、アドビが留保します。

6. アップデート

本ソフトウェアが前バージョンのアップグレード版またはアップデート版である場合、そのアップグレード版またはアップデート版を使用するには、前バージョンの有効なライセンスを所有していなければなりません。アップグレード版およびアップデート版はすべて、ライセンス交換方式で、本契約の条件のもとにライセンサーに提供されます。ライセンサーは、アップグレード版またはアップデート版を使用することにより自主的に、本ソフトウェアの前バージョンを使用することのできる自己の権利を終了することに同意します。例外として、ライセンサーは、アップグレード版またはアップデート版への移行を補助するために、そのアップグレード版またはアップデート版の取得後の合理的期間（ただし、90 日間までとします）にわたり、ライセンサーのコンピューター上で本ソフトウェアの前バージョンをインストールしたままの状態に維持することができます。ただし、この同時インストールに関するライセンサーの権利により、本契約に基づきライセンサーに許諾されたコピー数、ライセンス数量または使用範囲が増加することはありません。以前のバージョンをライセンスの期間サポートする義務がアドビにある場合、このアップデートのリリースによって終了することがあります。

7. 保証

7.1 保証の制限 第 13 条および第 15 条に別段の定めがある場合を除き、アドビはライセンサーに対し、本ソフトウェアが、推奨されるオペレーティングシステム、プラットフォームおよびハードウェア構成上で使用される場合には、本ソフトウェアの出荷後 90 日間にわたり、実質的にマニュアルどおりに機能することを保証します。本ソフトウェアがマニュアルどおりに機能しない場合においても、それが重要な差異でない限り、保証を受ける権利は発生しません。この限定保証は、体験版ソフトウェア（第 4 条に規定）、非再販用ソフトウェア（第 4 条に規定）、プレリリース版ソフトウェア（第 14 条に規定）、開発版ソフトウェア、サンプルアプリケーションコード、パッチ、他の形式に変換されたフォントソフトウェア、またはライセンサーによって改変され、その改変により欠陥が生じたものに対しては適用されません。保証請求は、すべて前述のように 90 日以内に行う必要があります。本ソフトウェアが実質的に上述の保証どおり機能しない場合には、アドビの裁量に応じて、本ソフトウェアの交換か、または本ソフトウェアに関しアドビに支払われたライセンス料金の返金のみが、アドビおよびその関連会社の責任のすべてとなり、かつライセンサーの唯一の救済となります。この責任または救済がなされた時点で、当該ソフトウェアのライセンスは、自動的に終了するものとします。本条に記載された限定保証は、ライセンサーに特定の法的権利を付与するものであり、ライセンサーは、法域によってはさらに権利を有する場合があります。

7.2 放棄 前述の限定的保証は、アドビおよびその関連会社が行う唯一の保証であり、アドビ、その関連会社またはサプライヤーの保証不履行に対する唯一の救済を規定したものです。前述の限定的保証、およびライセンサーの法域において適用される法律によって除外または限定されることのない保証、前提、表明または条件を除き、アドビ、その関係会社およびサプライヤーは、現状有姿のまますべての欠陥を伴う状態で本ソフトウェアを提供し、かつ、機能、安全性、第三者権利の非侵害、統合、商品性、平穩享有、品質の満足性、または特定目的への適合性などを含め、いかなる事項に関しても、法律、慣習法、習慣または慣行によるものかどうにかかわらず、明示黙示を問わず、その他の保証、前提、表明または条件をすべて明示的に否認します。この保証の否認は、法域によっては無効となる場合があります。第 7.2 条および第 8 条の規定は、本契約がいかなる理由により終了したかにかかわらず、本契約の終了後も引き続き効力を有しますが、本契約の終了後に本ソフトウェアの使用を継続する権利を意味する、または与えるものではありません。

8. 責任の制限

前述の唯一の救済、および第 13 条と第 15 条に別段の定めがある場合を除き、いかなる場合においても、アドビ、その関係会社またはサプライヤーは、派生的損害、間接的損害、付随的損害、利益の喪

11. 米国政府がエンドユーザーの場合

11.1 商用品目 本ソフトウェアおよび文書は、該当する場合、C.F.R. (連邦規則集) 第 48 編セクション 2.101 に定義される「商用品目」であり、C.F.R. 第 48 編セクション 12.212 または C.F.R. 第 48 編セクション 227.7202 において使用されている「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア文書」から構成されています。C.F.R. 第 48 編セクション 12.212 または C.F.R. 第 48 編セクション 227.7202-1~227.7202-4 に従って、商用コンピューターソフトウェアおよび商用コンピューターソフトウェア文書は、(a) 商用品目としてのみ、かつ、(b) 本契約に基づき他のすべてのエンドユーザーに付与されるものと同等の権利のみを付して、米国政府エンドユーザーにライセンスが付与されます。未公開著作物に関する権利は、米国著作権法により留保されます。Adobe Systems Incorporated, 345 Park Avenue, San Jose, CA 95110-2704, USA。

11.2 米国政府へのアドビテクノロジーのライセンス許諾 ライセンシーは、米国政府またはその請負業者による調達に応じてアドビソフトウェアのライセンスを付与する場合は、C.F.R. 第 48 編セクション 12.212 (民政機関の場合) ならびに C.F.R. 第 48 編セクション 227-7202-1 および 227-7202-4 (国防総省の場合) に定められている方針に従ってライセンスを付与することに同意するものとします。アドビは、エンドユーザーである米国政府のため、すべての機会均等法 (執行命令 11246 の規定、1974 年 Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act (38USC4212)402 条、1973 年 Rehabilitation Act 503 条、ならびに 41 C.F.R. Parts 60-1 から 60-60、60-250 および 60-741 の規制を含む) を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の法令に定められた規制は、本契約の一部を構成するものとします。

12. ライセンスの順守

アドビは、自己の費用負担により、12 ヶ月に 1 回を超えない範囲で、ライセンシーが使用している本ソフトウェアの使用状況、コピー数およびインストール数を検証するために、独立した第三者またはアドビ内部の監査担当者を指名することができます。かかる検証は、7 営業日以上前に予告のうえ、ライセンシーの事務所で通常営業時間中に実施するものとしますが、ライセンシーの業務活動を不当に妨害しないものとします。ライセンシーの要求に応じて、アドビ (および該当する場合にはその第三者監査担当者) は、かかる検証を進める前に、商業上合理的な機密保持契約をライセンシーと締結するものとします。当該検証により、ライセンシーが、正当なライセンス数を超えて本ソフトウェアのコピーを使用していること、または本契約で認められていない方法により本ソフトウェアを配備または使用していることが判明し、それによりライセンス料金の追加が必要となった場合には、ライセンシーは、請求日より 30 日以内に、コピーの追加分に対し適用される料金を支払うものとします。ただし、こうして支払う不足料金は、アドビのその時点で最新の国別ライセンス料金表に基づいたライセンス料金額とします。不足料金が、本契約に基づき支払われた料金額の 5% を上回っている場合、ライセンシーは、その不足料金およびかかる検証の実施に掛かったアドビの妥当な費用を支払うものとします。本条は、本契約の満了または解除後も 2 年間にわたり存続するものとします。

13. 特定規定および例外

本条では、本ソフトウェアの一部のコンポーネントに関する特定規定、および前条までの条件に対する限定的な例外を定めています。本条のいずれかの規定が本契約の他の条件と矛盾している場合は、本条がその条件に優先します。

13.1 権利損失の否認、欧州連合に関する条項

13.1.1 本契約は、消費者として取引するすべての当事者の法的権利を損なうものではありません。例えば、ニュージーランドにおいて本ソフトウェアを個人または家庭で使用するために (業務目的でなく) 取得する消費者については、本契約は消費者保証法の対象となります。

13.1.2 お客様が、本ソフトウェアを欧州連合(EU)で入手され、通常 EU に居住される消費者 (業務目的ではなく個人のために本ソフトウェアを使用) の場合、第 7 条 (保証の制限) はお客様の本ソフトウェアの購入および使用には適用されません。その代わりに、本ソフトウェアが推奨されるハードウェア構成で使用される場合、アドビは、本ソフトウェアの購入日から 2 年間、文書に記載された機能

(以下、「合意済み機能」といいます)を提供することを保証します。合意済み機能との非実質的な差異については、将来においていかなる保証の権利も生じません。本保証は、プレリリース、体験版、スターター版、製品サンプルとして使用する本ソフトウェア、フォントソフトウェア、またはお客様により加えられた変更により正常に作動しない本ソフトウェアの範囲に対しては適用されません。保証の請求は、購入日より2年以内に、本ソフトウェアの詳細な購入証明を添えて、アドビカスタマーサポート部門宛てに行うものとします。アドビは、本ソフトウェアに不具合があるかどうかをお客様とともに確認し、本ソフトウェアが正しくインストールされていないことからエラーが起きる場合はその旨をお客様に通知します(この場合、アドビはお客様のお手伝いをします)。本ソフトウェアに不具合がある場合、お客様は、返金または本ソフトウェアの修正もしくは交換をアドビに要求することができます。これには、購入証明の提出が必要です。お客様の保証の詳細が確認された場合、本ソフトウェアの修正もしくは交換がアドビにとって不合理でない限り、アドビは修正もしくは交換に対する要求に対応し、それ以外の場合にはお客様に返金いたします。保証に関する情報については、アドビカスタマーサポート部門までお問い合わせください。

第8条(責任の制限)の条項は、本ソフトウェアの使用に関して行うお客様のいかなる損害請求に対しても引き続き適用されます。それにもかかわらず、アドビは、アドビによる本契約の違反があった場合、合理的に予測できる直接的な損害に対して責任を負うものとします。お客様は、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に、本ソフトウェアおよびお客様のコンピューターのバックアップコピーを作成することが推奨されます。

本契約および特に第13.1.2条は、本ソフトウェアの使用において問題がある場合のお客様の権利(法的権利を含む)について説明することを意図しています。お客様の法的権利がここでの説明を上回る場合は、法的権利が適用されるものとします。

13.1.3 本契約のいかなる定め(第2.6.1条を含む)も、お客様が該当する法に基づき享受できる、本ソフトウェアに対する逆コンパイルの放棄不能な権利を制限するものではありません。例えば、所在地が欧州連合(EU)のお客様は、本ソフトウェアが他のソフトウェアと共に正常に動作するためには逆コンパイルが不可欠であり、かつ正常な動作を実現するために必要な情報をアドビに要求したにもかかわらず、その情報がアドビから提供されなかった場合、該当する法で定められた一定の条件の下で本ソフトウェアを逆コンパイルする権利が認められる場合があります。また、そのような逆コンパイルは、お客様またはお客様に代わって本ソフトウェアのコピーを使用することを許可された他者のみが実行できます。アドビは、該当する情報を提供する前に合理的な条件を課す権利を保有します。本契約に従ってアドビから提供された情報またはお客様が入手した情報は、本契約に定められた目的のみ使用するものとし、第三者に開示することはできず、本ソフトウェアと実質的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害するその他の行為に使用することもできません。

14. プレリリース版ソフトウェアの補足条件

本ソフトウェアが発売以前の製品またはベータ版ソフトウェア(以下、「プレリリース版ソフトウェア」といいます)である場合は、本条が適用されます。プレリリース版ソフトウェアは、アドビから提供される最終製品に相当するものではなく、バグ、エラーおよびシステム障害等またはデータの損失につながるその他の不具合を含む可能性があります。アドビは、プレリリース版ソフトウェアを発売しない場合があります。別個の契約書、例えば Adobe Systems Incorporated License Agreement for PreRelease Software (アドビ システムズ社プレリリース版ソフトウェア向けライセンス契約)に基づいてプレリリース版ソフトウェアを受領した場合は、本ソフトウェアの使用は、同時にその契約書の適用も受けます。アドビからの要求以前にまたはアドビがそのソフトウェアを発売した時点で、プレリリース版ソフトウェアのすべてのコピーを速やかに返却または破棄しなければなりません。プレリリース版ソフトウェアは、ライセンサー自身の責任で使用するものとします。プレリリース版ソフトウェアに関連する限定的保証および責任の制限については、第7条および第8条をご参照ください。

15. 期間および解約

本契約は、ライセンサーによる本契約の重大な違反が生じるまで有効に存続するものとし、かかる違反が生じた時点で、自動的に終了するものとし、本契約が理由の如何によらず終了したときには、ライセンサーは、本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよびそれらのコピーすべてを破棄するものとし、ただし、いずれの当事者も、解約前に生じていた義務については、終了により免れないものとし、第 1 条（定義）、第 5 条（知的財産権）、第 7.2 条（放棄）、第 8 条（責任の制限）、第 9 条（準拠法）、第 10 条（一般条項）、第 11 条（米国政府がエンドユーザーの場合）、第 13 条（特定規定および例外）、第 15 条（期間および解約）の条項は、本契約の終了後も存続するものとし、

16. 第三者受益者

ライセンサーは、アドビのライセンサー（ライセンサーがアドビ以外の者から本ソフトウェアを取得した場合にはアドビ）が、本契約の第三者受益者であり、当該ライセンサーやアドビの各技術に関し、本契約に記載の義務を執行する権利を有していることを認め、これに同意します。

17. 教育機関向けソフトウェア製品

本契約と同梱される本ソフトウェアが教育ソフトウェア製品（教育関係エンドユーザーの使用のみを目的として製造され配布される本ソフトウェア）である場合、本ライセンサーには、自らの法域において教育関係エンドユーザーとして適格とされない限り、本ソフトウェアを使用する権利は許諾されません。適格の有無を確認するには、http://www.adobe.com/go/edu_purchasing_jp をご覧ください。本ライセンサーの所在地におけるアドビ教育関連製品の認定再販業者については、http://www.adobe.com/go/store_jp の「Buying Adobe Products Worldwide」のリンクをご覧ください。

18. 第三者のソフトウェア

本ソフトウェアには、通知や追加条件が必要とされる第三者のソフトウェアが含まれていることがあります。第三者のソフトウェアに関して必要な通知や追加条件は、http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp（またはその後継 Web サイト）に掲載されています。それらの通知や追加条件は、参照により本契約の一部となり、参照により本契約に組み込まれます。

本契約に関しご質問がある場合、またはアドビに情報を要請される場合は、本製品に付記されている住所および連絡先をご利用のうえ、ライセンサーの地域を担当するアドビの事務所までお問い合わせください。

ColdFusion ホスティング契約書についての情報を取得するには adobecoldfusion@adobe.com にメールを送信してください。

アドビおよび ColdFusion は、アドビシステムズ社の米国および/または他の国における商標または登録商標です。その他の商標はすべてそれぞれの所有者に帰属します。

Adobe Systems Incorporated: 345 Park Avenue, San Jose, California 95110-2704

Adobe Systems Software Ireland Limited: 4-6 Riverwalk, City West Business Campus, Saggart, Dublin 24